

教育子ども委員会説明資料

名古屋市総合計画2023（案）について

【 施策・事業 】

令和元年6月5日

子ども青少年局

目 次

八〇

1 名古屋市総合計画2023(案)における該当施策一覧(子ども青少年局)

施策番号	施 策 名	掲 載 ページ
2	男女平等参画を総合的に進めます	137～140
8	障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します	167～173
11	安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	185～191
12	子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します	193～202
13	虐待やいじめ、不登校から子どもを救います	203～208
15	若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります	219～222
17	防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します	231～240
42	市民サービスの向上を進めます	373～375

2 施策・事業ページ（抜粋）

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち

施策2 男女平等参画を総合的に進めます

施策の柱

① 性別にかかる人権侵害の解消

重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメント、DV*、性犯罪*・性暴力*などの根絶に向け、予防啓発や被害者支援などの取り組みを推進します。また、性別にかかる人権侵害をなくすため、多様な生き方についての理解の促進をはかります。

② 男女平等参画推進のための意識変革

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発を実施するとともに、男女平等参画への理解を深めるため、さまざまな機会を通じて男女平等教育・学習を推進します。

③ あらゆる分野における女性の活躍推進

雇用等の場をはじめ、地域や家庭における男女の自立と平等参画を進め、女性があらゆる分野において能力を発揮し、活躍できるよう支援します。また、さまざまな場面での方針決定過程に女性の意見が十分に反映されるよう、市役所自らが率先して取り組むなど、女性が参画し活躍できる社会の実現をめざします。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
DVを人権侵害と認識する人の割合	88.2%	93%	95%
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	55.6%	100%	100%
市の審議会への女性委員の登用率	36.3%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下
女性の活躍推進企業認定・認証数	138件	190件	250件

関連する個別計画

◆男女平等参画基本計画2020

◆配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）

*DV : Domestic Violence の略。配偶者（事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手も含む。性別を問わない。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

性犯罪：犯罪のうち「強制性交等、強制わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。



現状と課題

① (現状) 内閣府による男女間における暴力に関する調査では、これまでに結婚したことのある女性の約3人に1人の割合でDVの被害経験がみられ、本市における相談件数は1万件前後で推移しています。

【課題】 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV被害者への支援を行い社会全体で防止していくための取り組みが求められています。

② (現状) 男女の地位の平等感について、本市の約7割の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。

【課題】 職場や地域、家庭などにおいて、女性と男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に参加し、相互に協力して取り組みを進めていく必要があります。

③ (現状) 市政において政策・方針決定過程への女性の参画が徐々に進んでおり、本市の審議会における女性委員の登用率は、平成19(2007)年度以降、3割を超えて推移しています。

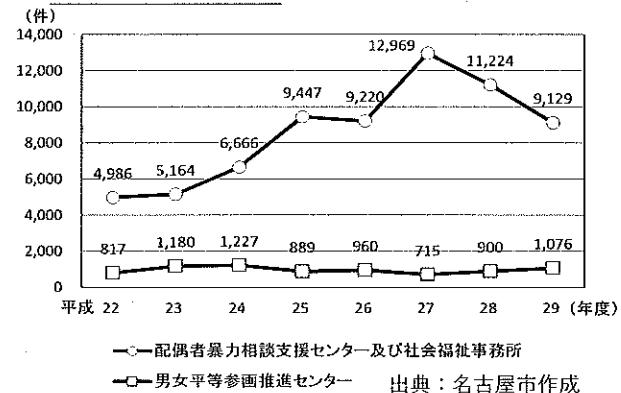
女性の活躍推進に取り組む企業が増え、女性の活躍推進企業認定・認証数は、130件を超えています。

一方、本市の女性の労働力率は上昇しているものの、M字カーブの底にある20代～40代前半の女性の労働力率は、全国平均より低い状況にあります。

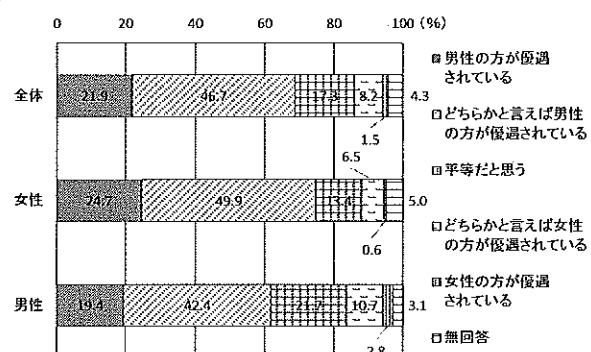
【課題】 あらゆる分野において男女平等参画が促進されるよう啓発活動や情報提供を行い、中でも雇用等の場においては、女性の活躍を進め、男女平等参画を引き続き推進していく必要があります。また、本市の審議会における女性委員の登用率を高めるための支援やはたらきかけを行う必要があります。

市民の誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現が重要です。

◇ DV相談件数の推移

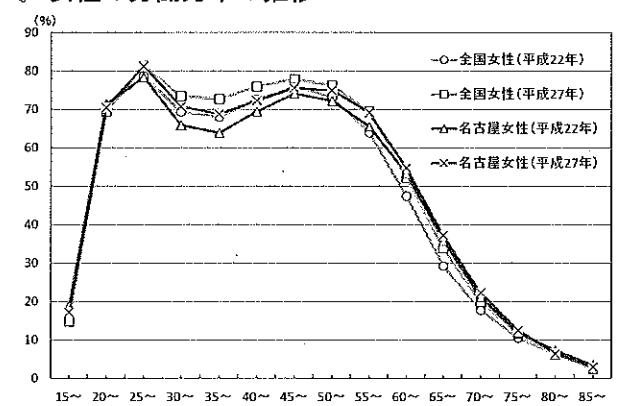


◇ 社会全体における男女の地位の平等感



出典：市民アンケート（平成30年度）

◇ 女性の労働力率の推移



出典：総務省「国勢調査」

施策を推進する事業

① 性別にかかわる人権侵害の解消

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
006 配偶者からの暴力被害者の支援	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護をはかるため、配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮するとともに、関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施	相談の実施 ▶ DV 被害者からの相談件数 9,129 件 (平成 29 年度) 保護の実施 自立支援事業の実施	相談の実施 保護の実施 自立支援事業の実施	子ども青少年局

施策8 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

施策の柱

① 地域における自立した生活の支援

「障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるなど障害者差別の解消を推進するとともに、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実につとめます。

また、必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援体制の充実をはかるとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援をはじめとしたサービスの充実をはかるなど、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。

② 重度障害児者への支援

在宅の重度障害児者が引き続き地域で生活できるよう、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、医療的ケアなどを要する重症心身障害児者や強度行動障害者への生活支援として、本人や介護者、受け入れを行う事業所などへの支援の充実をはかります。

③ 障害者の就労の促進

一般企業などへの障害者の就労を促進するため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通じ、就職や職場定着などの支援を進めるほか、障害者雇用促進企業※の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。さらには、企業及び障害者就労施設等に対する支援を専門的に行う窓口を設置・運営し、一般就労及び福祉的就労の両面から支援を行います。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	6,751人 (平成29年度)	9,890人	12,900人
在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	87.1%	89%	90%
障害者雇用促進企業認定数	82件	100件	128件

関連する個別計画

◆障害者基本計画（第4次） ◆第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

※障害者雇用促進企業：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用率を超える割合で障害者を雇用している企業として本市が認定する企業。



現状と課題

① (現状) 平成 29 (2017) 年度に実施した市政アンケートでは、障害者差別の状況について、差別があることを感じる人の割合が 65.2%となっており、今なお誤解・偏見などにより、障害者の社会参加が妨げられている現状があります。

障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病患者とも増加しています。また、市内精神科病院の入院者に占める 1 年以上の長期入院者は、全入院者の約 6 割で推移しており、長期入院を経て地域に移行した人の約 6 割は、1 年以内に再入院となっています。

【課題】 障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障害者差別の解消を推進することが必要です。

障害の特性に応じて、多様なニーズに対応できる相談支援や障害福祉サービスの充実などにつとめ、障害者の地域における自立した生活を支援することが必要です。

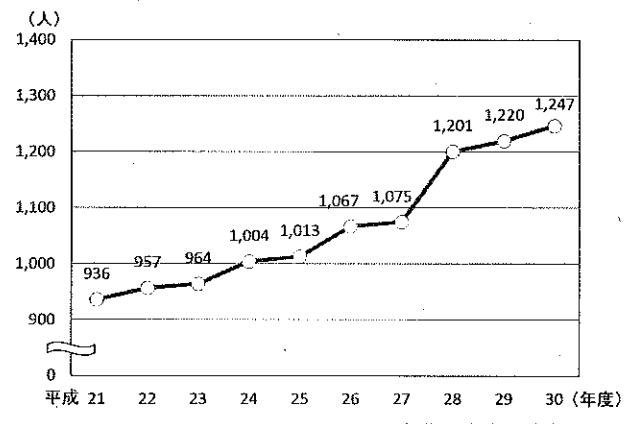
② (現状) 医療も含めた専門性の高い支援を必要とする重症心身障害児者の数が増加しています。また、障害特性から専門性の高い支援を必要とする強度行動障害者への支援が進められていますが、事業所などの現場においては、いまだ支援の方法などに課題を有しています。

【課題】 重症心身障害児者や強度行動障害者などの重度障害児者について、本人だけでなく、介護者や受け入れを行う事業所に対しても支援することが求められています。

③ (現状) 就労を希望する障害者は増加している一方で、愛知県における民間企業の障害者雇用率が法定雇用率を下回るなど、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

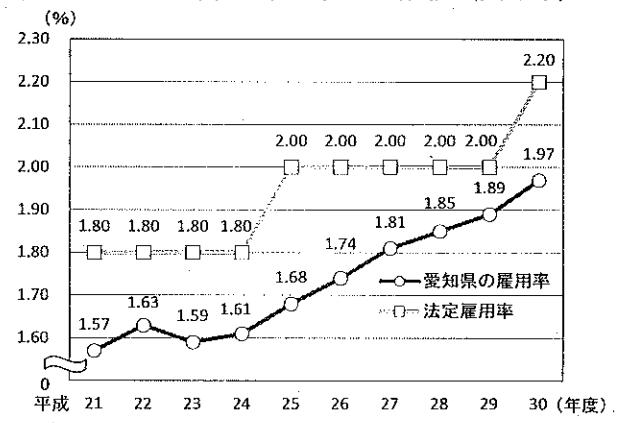
【課題】 障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の特性や状態等に応じた支援を進め、障害者の就労を促進していく必要があります。

◇ 重症心身障害児者数の推移



出典：名古屋市作成

◇ 民間企業の障害者雇用状況の推移（愛知県）



出典：厚生労働省愛知労働局「愛知県の障害者雇用状況」

施策を推進する事業

① 地域における自立した生活の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
071 発達障害児者 の支援	発達障害児者の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児者本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を推進	発達障害者支援センターの運営 ▶相談件数 1,703人 (平成29年度) 発達障害者支援体制整備検討委員会の実施	発達障害者支援センターの運営 発達障害者支援体制整備検討委員会の実施 ペアレントプログラムの実施・普及 発達障害者地域支援マネジャーの配置	子ども青少年局

施策11 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

施策の柱

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

子どもを生み育てたいと希望する人を妊娠前から支援するとともに、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援体制を充実させ、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう支援します。また、幼児教育の充実をはかるほか、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

② 子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、地域における子育て親子の交流の場の提供や企業と連携した子育てに関する講座やイベントの開催など、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

③ 働きながら子育てしやすい環境づくり

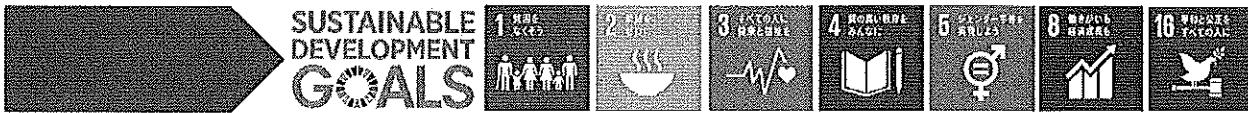
企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の利用枠のさらなる拡大や、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの提供、研修の充実などによる保育の質の向上に取り組みます。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
子育てしやすいまちだと思う市民の割合	79.8%	83%	86%
保育所等利用待機児童数	0人 (平成31年4月1日)	0人 (令和6年4月1日)	0人 (令和13年4月1日)
子育て支援企業認定数	201件	225件	250件

関連する個別計画

- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015
- ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆第3期教育振興基本計画



現状と課題

① (現状) 平成 30 (2018) 年度に実施した本市調査では、子育ての悩みについて、「子どものしつけ・生活習慣のこと」とした保護者の割合は 57.3%、「家庭内で子育て・家事の協力が得られないこと」とした割合は 8.3%で、いずれも 5 年前より 1.8 ポイント増加しています。

【課題】 子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援することが必要です。

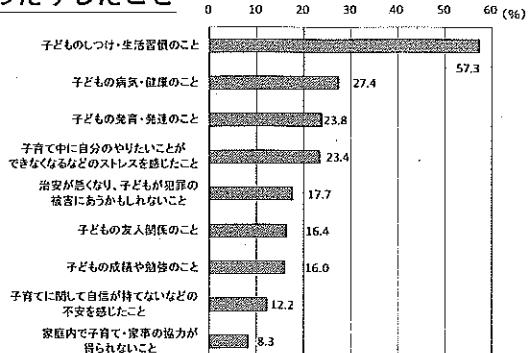
② (現状) 平成 30 (2018) 年度に実施した本市調査では、理想とする子どもの人数は平均 2.58 人であるのに対し、実際の子どもの人数は 2.01 人とかい離があります。子どもの人数が理想とする人数より少ない理由としては、「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高くなっています。

【課題】 子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが必要です。

③ (現状) 出産前後に離職・転職した母親は 48.3%で、そのうち教育・保育事業や職場の育児休業制度など、仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は 4 割を超えていました。また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在の保育所等の待機児童数は、6 年連続の 0 人となりましたが、保育所等を利用できていない児童（利用保留児童）は、対前年比で 96 人増加し、929 人となっています。

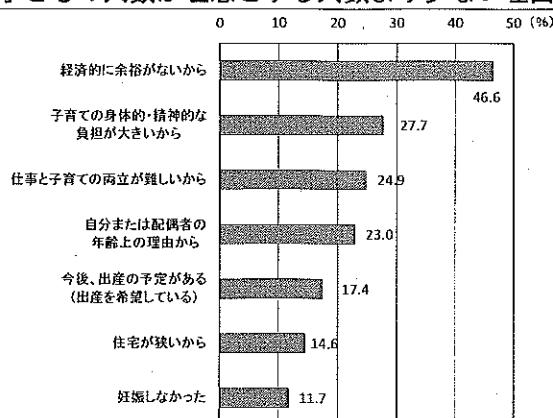
【課題】 子どもや子育てにやさしい企業を増やすことが必要です。また、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、待機児童ゼロの継続のみならず利用保留児童を少しでも減らすとともに、多様な保育サービスの拡充が必要です。

◇ 子育てにおいて悩んだり、不安に感じたり、困ったりしたこと



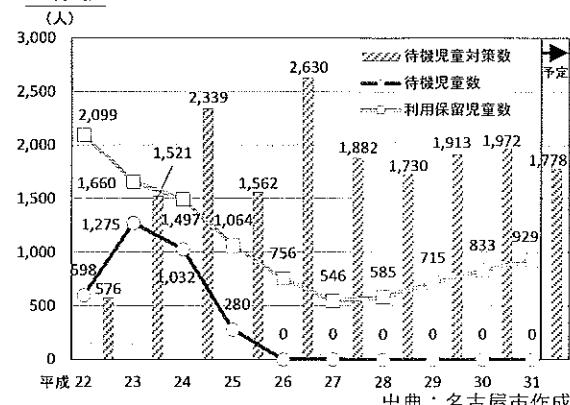
出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

◇ 子どもの人数が理想とする人数より少ない理由



出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

◇ 保育所等利用待機児童数と利用保留児童数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
093 妊娠前から子育て期における相談・育児等支援	<p>妊娠前から出産、育児の不安軽減をはかるため、子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援をはじめ、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にはヘルパーを派遣するなど、妊娠前から子育てに至る切れ目のない相談・支援を実施</p>	<p>子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施</p> <p>不育症相談の実施</p> <p>不妊治療費助成の実施</p> <p>パパママ教室の実施 17か所</p> <p>なごや妊娠 SOS の実施</p> <p>保健師・助産師等による家庭訪問の実施</p> <p>産前・産後におけるヘルパーの派遣</p>	<p>子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施</p> <p>不育・不妊症相談の実施（不育・不妊専門相談窓口の開設（令和元年度））</p> <p>不妊治療費助成の拡充</p> <p>パパママ教室の実施 17か所</p> <p>なごや妊娠 SOS の実施</p> <p>保健師・助産師等による家庭訪問の実施</p> <p>産前・産後におけるヘルパーの派遣</p>	子ども青少年局

② 子育ての負担感・孤立感の軽減

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
096 地域における子育て支援事業	<p>地域の子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター、児童館などの地域子育て支援拠点等において、子育て親子の交流の場の提供や育児不安等に対する相談・援助などの実施に加え、子育て応援拠点において一時預かりをはじめ、より充実した支援を実施</p>	<p>実施中学校区数 95学区</p>	<p>実施中学校区数 110学区</p> <p>子育て応援拠点の設置（令和元年度）</p>	子ども青少年局

施策 11 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

097 子ども・子育て支援センターの運営	子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるとほか、講座の企画実施、キッズパーク運営、企業連携などを推進	実施 ▶ 主催講座受講者数 4,641人 ▶ キッズパーク延べ利用者数 40,000人	実施	子ども青少年局
098 のびのび子育てサポート事業	地域の中で子育ての相互援助活動を推進するため、子育ての手助けをしてほしい人に子育てのお手伝いをしたい人の紹介等を実施	実施 ▶ 活動件数 25,821件 (平成29年度)	実施	子ども青少年局
099 子ども医療費助成	子どもの健康を守るとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学校3年生までの通院と18歳に達する日以後の最初の年度末までの入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施 ▶ 通院 中学校3年生まで ▶ 入院 中学校3年生まで	拡充 ▶ 通院 中学校3年生まで ▶ 入院 18歳に達する日以後の最初の年度末まで (令和元年度)	子ども青少年局

③ 働きながら子育てしやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
104 保育所等利用待機児童対策等の推進	働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう、民間保育所の整備や小規模保育事業実施施設の設置等、さまざまな手法による利用枠の拡大を進めるとともに、民間保育所等における保育士確保の支援を実施するなど、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化	実施 ▶ 民間保育所整備等 44か所 ▶ 保育案内人の配置 全区役所・支所 ▶ 保育士確保支援	拡充 ▶ 民間保育所整備等 ▶ 保育案内人の配置 全区役所・支所 ▶ 保育士確保支援	子ども青少年局

都市像2 安心して子育てができる、子どもや若者が豊かに育つまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
105 保育所等における多様な子育て支援事業	保護者の多様な就労形態等に対応した子育て支援を充実させるため、多様な子育て支援事業を実施	実施 ▶ 延長保育 395か所 ▶ 一時保育 60か所 ▶ 夜間保育 4か所 ▶ 病児・病後児デイケア 20か所 ▶ 休日保育 16か所 ▶ 産休あけ・育休あけ入所予約 104か所 ▶ 24時間緊急一時保育 2か所 ▶ 私立幼稚園預かり保育拡充モデル 18か所	拡充 ▶ 延長保育 ▶ 一時保育 ▶ 夜間保育 ▶ 病児・病後児デイケア ▶ 休日保育 ▶ 産休あけ・育休あけ入所予約 ▶ 24時間緊急一時保育 ▶ 私立幼稚園預かり保育拡充モデル ▶ 医療的ケア児保育支援モデル	子ども青少年局
106 エリア支援保育所事業	公立・民間保育所が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	実施 13区	拡充 16区	子ども青少年局
107 公立保育所の社会福祉法人への移管	保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、公立保育所の社会福祉法人への移管等によって公立保育所を今後78か所まで集約化とともに、機能強化を実施	移管（統合を含む） 21か所（累計）	移管（統合を含む） 36か所（累計）	子ども青少年局
108 子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰	子育て支援企業認定数 201社	子育て支援企業認定数 225社	子ども青少年局

施策12 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します

施策の柱

① 子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう、積極的な取り組みを行います。また、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう、いじめや不登校、成績といった、子ども一人ひとりが抱える複合的な困難に対して「総合的・包括的」に取り組み、発達段階に応じた支援を推進します。

② 子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもがさまざまな体験を通して、豊かな人間性と創造性を育み、社会性を身につけられるよう放課後施策を推進するとともに、地域が子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるよう地域における青少年の健全育成を推進します。

③ 困難を抱える子ども・家庭への支援

家庭環境などに恵まれない子どもや適切な養育を受けられない子どもがより家庭的な環境での養護を受けられるよう支援します。また、ひとり親家庭等の自立に向け、経済面や生活面での負担を軽減するとともに、子どもの学習を支援します。

④ 障害や発達の遅れなどのある子どもとその家庭への支援

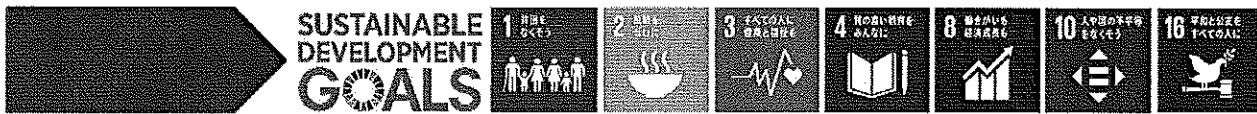
医療的ケアを必要とする子どもを含む障害児や、発達に遅れやアンバランスなどのある子どもとその家庭が、安心して日常生活を送ることができ、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにするとともに、自立と社会参加に必要な能力を養成します。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
今の生活に満足している子どもの割合	92.2%	95%	95%以上
自分のことを好きと答える子どもの割合	81.0%	83%	86%
地域における社会活動や自主的な活動などに参加したことのある子どもの割合	77.7%	85%	90%
社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	65.1%	70%	70%

関連する個別計画

- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015 ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆ひとり親家庭等自立支援計画 ◆第3期教育振興基本計画
- ◆第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



現状と課題

① (現状) 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざして、平成 20 (2008) 年に「なごや子ども条例」を施行しました。

平成 30 (2018) 年度に実施した本市調査では、子どもは勉強や将来のこと、自分の性格などについて、さまざまな悩みや不安を抱えています。平成 26 (2014) 年度に立ち上げた「なごや子ども応援委員会」をはじめ、平成 30 (2018) 年度には、家庭訪問型相談支援モデル事業や子どもライフキャリアサポートモデル事業を開始するなど、支援の充実をはかっています。

【課題】 子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう取り組むとともに、さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親に対して、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう、総合的に支援することが必要です。

② (現状) 少子化や核家族化といった社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化は、子どもが年齢の違う子どもと一緒に遊んだり、地域の人々と接したりする機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

【課題】 子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者と行政や地域などが協働して推進していくことが必要です。

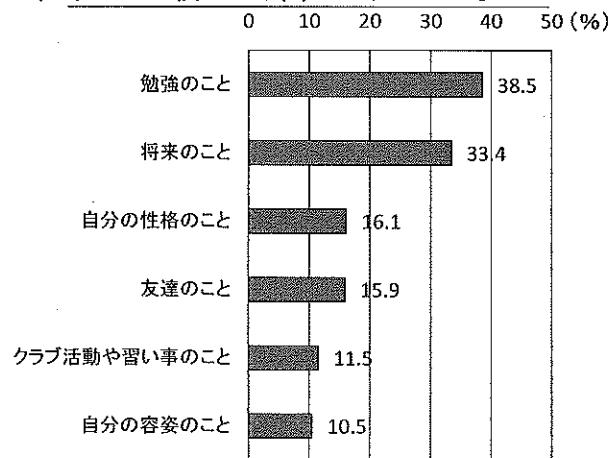
③ (現状) 家庭環境などに恵まれない子どもや、適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健やかに養育されるためには、より家庭に近い環境での養育が必要ですが、本市の里親等委託率は約 15% に留まっています。また、平成 30 (2018) 年度に実施した本市調査では、本市の母子世帯の平均年間世帯収入は子育て世帯の平均年間世帯収入の約 4 割となっています。

【課題】 里親等への委託の一層の推進や、より小規模な施設での養育が求められています。また、ひとり親家庭が自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援することが必要です。

④ (現状) 発達に関わる支援を必要とする子どもが増加しており、地域療育センターでは初診待機期間が長期化しています。また、人工呼吸器を装着しているなど医療的ケアを必要とする障害児が増加しています。

【課題】 医療的ケアを必要とする子どもを含む障害児や、発達に遅れやアンバランスなどのある子どもが、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにすることが必要です。

◇ 子どもが悩んだり困ったりしていること



出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

施策を推進する事業

① 子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
109 なごや子ども条例の推進	子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 広報・啓発の実施 ▶なごっちフレンズへの情報提供 ▶子どもワークショップの実施	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 広報・啓発の実施 ▶なごっちフレンズへの情報提供 ▶子どもワークショップの実施	子ども青少年局
110 子どもの権利擁護機関の設置・運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申し立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を設置・運営	検討	設置（令和元年度） 運営	子ども青少年局
111 子どもライフキャリアサポート事業	小学生から高校生までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身につけることができるよう、学校においてキャリアの専門家が子どもや保護者からの相談に対応するとともに、将来について考えるための情報提供等を実施	モデル実施 ▶小学校 2校 ▶中学校 2校 ▶高校 2校	実施	子ども青少年局
112 家庭訪問型相談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や、適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	モデル実施 ▶おおむね中学生から高校生の子ども 222人とその保護者	実施	子ども青少年局

② 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
116 トワイライトスクール	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	実施 ▶全小学校（トワイライトルームを含む）	実施 ▶全小学校（トワイライトルームを含む）	子ども青少年局

施策 12 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
117 トワイライトルーム	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により雇用保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一貫的に実施	実施 47 校	実施 ▶ 子育て家庭のニーズ等を踏まえ段階的にトワイライトスクールから移行	子ども青少年局
118 留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童等の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	実施 171 か所	実施	子ども青少年局
119 青少年の健全育成	子どもの健康を増進し、情操を育むため、児童館やとだがわこどもランドなどで遊びや体験活動を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わることができるように、児童館などにおいて居場所づくりを推進	実施 ▶ 児童館利用者数 662,094 人 (平成 29 年度) ▶ とだがわこどもランド利用者数 602,520 人 (平成 29 年度)	実施	子ども青少年局
120 子ども会等地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の健全育成をはかるため、異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会などへの支援を充実・強化するとともに、地域団体と連携して声かけ・見守り活動などを推進	青少年の育成活動に 関わる子ども会等への助成 2,013 件 青少年育成市民会議の活動推進	青少年の育成活動に 関わる子ども会等への助成の実施及びその他の支援策の検討 青少年育成市民会議の活動推進	子ども青少年局

③ 困難を抱える子ども・家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
121 里親等委託の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加、児童相談所の支援、研修等による里親等委託を推進	推進 ▶ 里親等委託率 14.4%	推進 ▶ 里親等委託率の向上	子ども青少年局
122 児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、地域小規模児童養護施設の増加による施設の小規模化及び施設機能の地域分散化を推進	推進 ▶ 地域小規模児童養護施設 12 か所	拡充	子ども青少年局

都市像2 安心して子育てができる、子どもや若者が豊かに育つまち

123 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化や、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り支援を実施	民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置 9施設 ステップハウスモデル事業の実施 2か所	民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置 全12施設 ステップハウス事業の実施	子ども青少年局
124 児童福祉施設の改築	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかるため、老朽化した母子生活支援施設「にじが丘荘」、障害児入所施設「あけぼの学園」、児童自立支援施設「玉野川学園」の改築等を実施するとともに、民間児童養護施設の改築に対する補助を実施	にじが丘荘 ▶設計 あけぼの学園 ▶工事	にじが丘荘 ▶工事完了 (令和2年度) あけぼの学園 ▶工事完了 (令和2年度) 玉野川学園 ▶検討 民間児童養護施設 ▶補助 1か所	子ども青少年局
125 ひとり親家庭の自立支援	自立が困難なひとり親家庭が、仕事と生活のバランスがとれた生活を送ることができるよう、就業支援や生活上の負担の軽減、子どもの健やかな育ちのための支援などを実施	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所 自立に向けた相談の実施 26,025件 ひとり親家庭手当の支給 8,463人	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所・支所 自立に向けた相談の実施 ひとり親家庭手当の支給	子ども青少年局
126 ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施	子ども青少年局
127 中学生の学習支援事業	ひとり親世帯や生活保護受給世帯等の子どもが学習習慣を身に付けたり高校進学をめざせるよう、一人ひとりの学習レベルに沿った支援を実施	実施 150会場	実施	健康福祉局 子ども青少年局

施策12 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
128 高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施	学習フォローの実施	学習フォローの実施 将来等についての相談支援	健康福祉局 子ども青少年局

④ 障害や発達の遅れなどのある子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
129 子ども発達支援の推進	障害児または発達に遅れやアンバランスなどのある子どもとその保護者が、身近な地域で早期に支援を受けることができるよう、地域療育センターの機能強化をはかるとともに、長期的なニーズを踏まえ、子ども・子育て支援と一体的に子どもの発達を支援する体制を整備するほか、障害児通所支援等の事業を推進	地域療育センター等の運営 ▶ 地域療育センター 5か所 ▶ 児童発達支援センター 10か所 障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施（平成29年度） ▶ 児童発達支援 159,112回 ▶ 放課後等デイサービス 551,027回 ▶ 保育所等訪問支援 226回 障害児相談支援事業の実施 6,201回（平成29年度） 障害児いこいの家事業の実施 12か所	早期子ども発達支援に関する将来構想の策定 地域療育センターの機能強化 ▶ 地域療育センター初診前サポートモデル事業の実施 障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施 ▶ 児童発達支援 ▶ 放課後等デイサービス ▶ 保育所等訪問支援 障害児相談支援事業の実施 障害児いこいの家事業の拡充 16か所	子ども青少年局

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち

131 医療的ケア児 の支援に関す る連携の推進	医療的ケアを必要とする障害児が 安心して日常生活を送ことができ るよう、行政機関や事業者などで 構成される協議の場を設置するほ か、支援を総合調整するコーディネ ーターを養成するなど各関係機関 の連携を一層推進	医療的ケア児数（概 算）の調査	実態把握調査の実施 協議の場の設置運営 コーディネーターの 養成及び配置	子ども 青少年局
-----------------------------------	---	--------------------	---	-------------

施策13 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

施策の柱

① 子どもを虐待から守るための取り組み

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、地域などの連携強化をはかるとともに、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりを進めます。

② いじめ、不登校対策の充実

いじめが起きにくい環境づくりなど、いじめの未然防止を推進するとともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校に行きたいと思っているにも関わらず登校することができない子どもをなくすため、一人ひとりの状況に応じた支援をするとともに、心理的理由により登校できない子どもに対する学習面からの支援を充実します。さらには、子どもの教育・養育に関するあらゆる内容について、子どもとその保護者に寄り添った教育相談を実施します。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
児童虐待の通告先（児童相談所または区役所・支所）を知っている市民の割合	55.2%	65%	80%
いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	小 78.0% 中 76.5%	小 81% 中 79%	小 82% 中 80%
学校生活が楽しいと思う児童・生徒の割合	小 92.1% 中 89.6%	小 94% 中 93%	小 95% 中 94%

関連する個別計画

- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015 ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆第3期教育振興基本計画



現状と課題

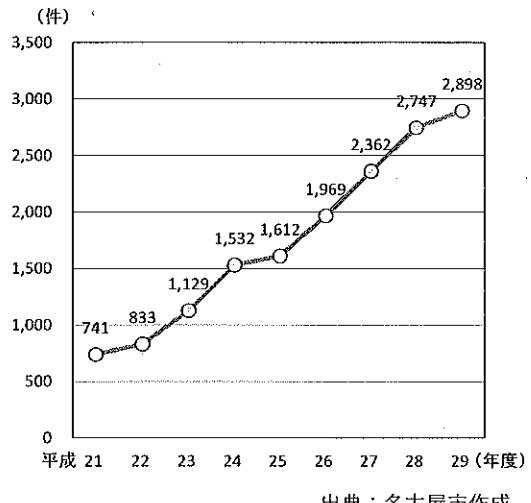
① (現状) 本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 29 (2017) 年度には 2,898 件となり、過去最多となりました。このような相談件数の増加や一時保護の増加に対して迅速・的確に対応するため、平成 30 (2018) 年 5 月に本市 3 か所目となる東部児童相談所を開設しました。

【課題】 虐待の発生を予防する取り組みを進めることができます。また、関係機関等が緊密に連携をはかることで、虐待ができる限り早期に発見し、適切な支援へつなげることが必要です。

② (現状) 平成 29 (2017) 年度におけるいじめの認知件数は 1,725 件となっています。また、小学校における不登校率は 0.65% (728 人)、中学校においては 3.49% (1,745 人) となっており、不登校児童生徒数の増加に伴って、子ども適応相談センターに通所する子どもの数が増加しています。

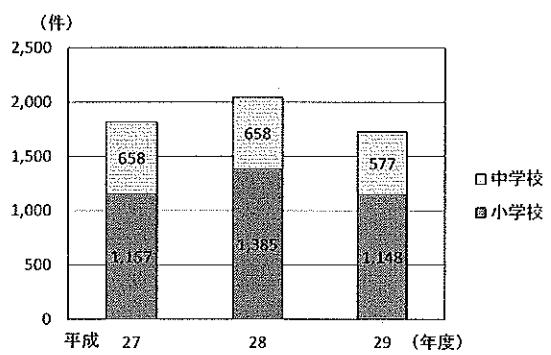
【課題】 すべての子どもが安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめを生まない土壤をつくるとともに、いじめを訴えやすい体制を整えることが必要です。また、学校に行きたいと思っているにも関わらず、登校することができない子どもをなくすための取り組みや、心理的理由により登校することができない子どもへのきめ細かな支援が必要です。

◇ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



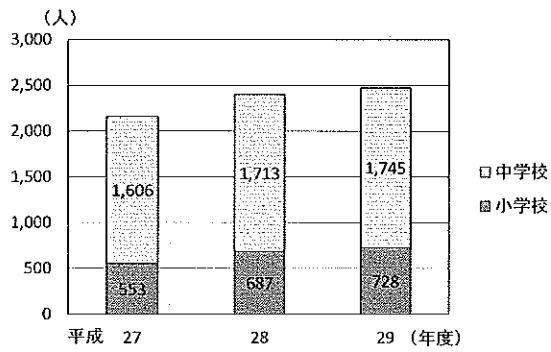
出典：名古屋市作成

◇ いじめの認知件数の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

◇ 不登校児童生徒数の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策を推進する事業

① 子どもを虐待から守るための取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
140 名古屋市児童 を虐待から守 る条例の推進	児童を虐待から守るため、条例によ り、国が定める11月とともに、本 市が独自に5月を児童虐待防止推進 月間と定め、両月間に中心に、児童 虐待防止の啓発事業等を実施	新入学児童と保護者 などに向けた広報・ 啓発、講演会等の実 施（5月） オレンジリボンキャ ンペーン2018の実 施（11月） 暴力・暴言によるな い子育て方法などを 学ぶ講座の開催	新入学児童と保護者 などに向けた広報・ 啓発、講演会等の実 施（毎年度5月） オレンジリボンキャ ンペーンの実施（每 年度11月） 暴力・暴言によるな い子育て方法などを 学ぶ講座の開催	子ども 青少年局
141 児童相談所の 体制強化	児童虐待等の児童相談により迅 速・的確に対応するため、研修を通 じて児童相談所の児童福祉司等の 専門性の向上等をはかるほか、児童 相談所における相談援助体制の充 実を推進	児童相談所配置職員 ▶児童福祉司 ▶児童心理司 ▶弁護士 ▶警察官等 研修の実施	児童相談所配置職員 拡充 研修の充実	子ども 青少年局
142 区役所・支所に おける児童虐 待等への機能 強化	児童を虐待から守るため、地域に身 近な窓口である各区役所・支所（社 会福祉事務所）の子ども家庭相談体 制を強化し、児童相談所等と連携・ 役割分担を行いながら、児童虐待等 への対応を実施	児童相談所と兼務の 児童福祉司の配置 20名（16区4支所） 児童虐待対応支援員 の配置 24名（16区4支所）	児童相談所と兼務の 児童福祉司の配置拡 充 児童虐待対応支援員 の配置拡充	子ども 青少年局

施策13 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

143 児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、なごやこどもサポート連絡協議会などの開催、児童虐待対応システムの活用等による対象ケースの情報共有を通して、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察などの関係機関の連携強化を推進	なごやこどもサポート連絡協議会の開催 年2回 なごやこどもサポート区連絡会議の開催 ▶代表者会議 各区年1~2回 ▶実務者会議 各区月1回 ▶サポートチーム会議 随時 児童虐待対応システムの運用	なごやこどもサポート連絡協議会の開催 なごやこどもサポート区連絡会議の開催 ▶代表者会議 ▶実務者会議 ▶サポートチーム会議 児童虐待対応システムの運用	子ども青少年局
144 児童虐待を受けた子ども・家庭への支援	児童虐待の再発防止をはかるため、児童虐待を受けた子どもの家庭に対して、児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施	暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援 家庭復帰等に向けた施設等入所児童及び保護者への支援	暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援 家庭復帰等に向けた施設等入所児童及び保護者への支援	子ども青少年局
145 特定妊婦訪問支援事業	児童虐待の発生を未然に防止するため、虐待ハイリスク要因を有する等、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対して、家庭訪問による継続的な支援を実施	実施	実施	子ども青少年局
146 なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を推進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って、親子を温かく見守るなごやすくすくボランティア、子育て講座の託児やお手伝いやイベントでの親子の見守りなどを行うなごやすくすくサポートの養成を促進	なごやすくすくボランティア養成講座の開催 8回 なごやすくすくサポート養成講座の開催 4回	なごやすくすくボランティア養成講座の開催 なごやすくすくサポート養成講座の開催	子ども青少年局

施策15 若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります

施策の柱

① 若者を応援し育むまちづくり

若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を活用するとともに、大学、地域、企業、行政の連携を推進し、学生から選ばれるまちづくりを進めます。

とりわけ、名古屋市立大学においては、広く市民、行政などと連携、協働し、魅力あるまちづくりに寄与していきます。

② 若者の社会的自立への支援

若者が自らの意思で社会参加できるような環境づくりを進めます。また、若年無業者*やひきこもりなどの困難を有する若者が就労し、社会的に自立できるよう、若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで総合的・包括的な一貫した支援を実施します。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
市内における大学・短期大学の学生数	104,772人	107,800人	107,800人
社会的自立に向け支援を受けた子ども・若者のうち、支援を通して状況に改善が見られた者の割合	66.7%	70%	75%

関連する個別計画

◆学生タウンなごや推進ビジョン ◆公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標

◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015

*若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。いわゆるニート。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

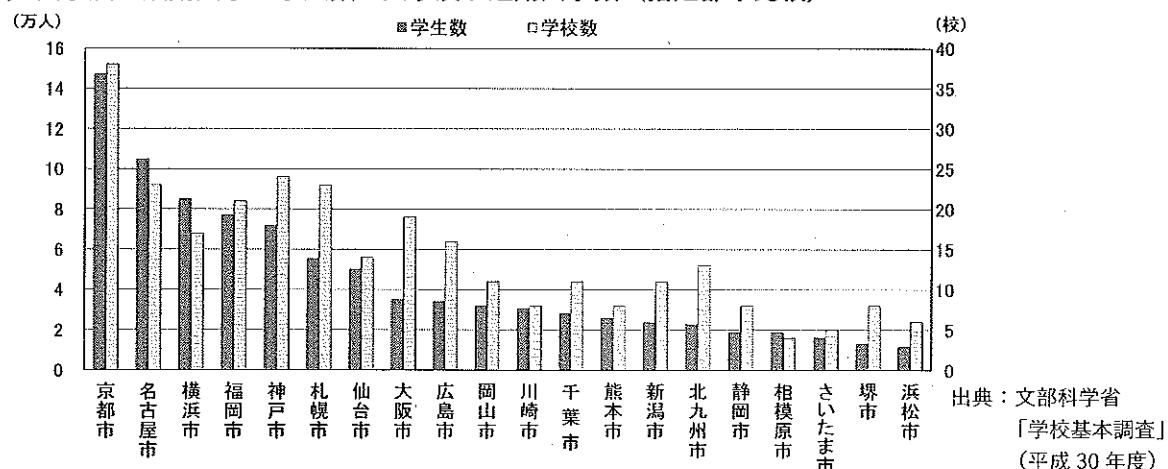
① (現状) 平成 30 (2018) 年における大学及び短期大学の学生数は 104,772 人と指定都市中第 2 位となっています。大学及び短期大学は 23 校、専修学校は 120 校あり、全国でも大学・学生の多い都市となっています。今後、少子化の進行や都市間競争の激化、若者の他地域への流出などによる、若年層の減少が懸念されます。

名古屋市立大学は、医・薬・経済・人文社会・芸術工学・看護及び総合生命理学の 7 学部を有する総合大学であり、優れた人材の育成、市民の健康福祉への寄与、先端的研究の世界への発信などを行っています。

【課題】 学生から選ばれるまちとなるため、若者が自由な発想で、自主的に地域や企業、行政などと連携して地域イベントの企画やさまざまなボランティア活動などに参加できるよう支援することが必要です。

名古屋市立大学は、総合大学としての特性を活かして、広く市民及び地域との連携を強化し、教育研究成果を還元することを通じて、地域や行政の課題解決に寄与することが求められています。

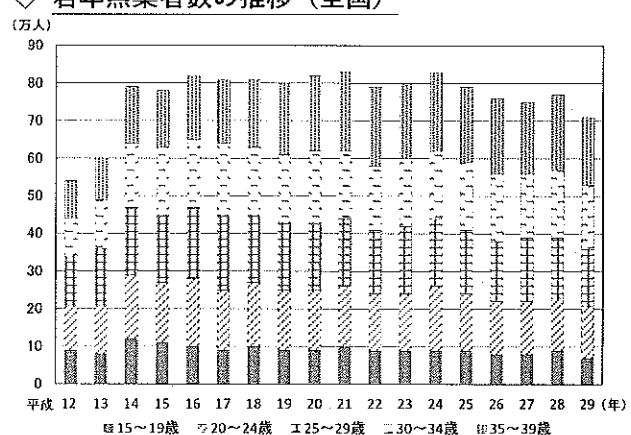
◇ 大学及び短期大学の学生数と大学及び短期大学数（指定都市比較）



② (現状) 日本全体の若年無業者の数は、平成 14 (2002) 年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 (2017) 年には約 53 万人となっていますが、35 歳～39 歳も含めると約 71 万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。

【課題】 若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないよう、早期対応や支援などの取り組みを進める必要があります。

◇ 若年無業者数の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」

施策を推進する事業

② 若者の社会的自立への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
182 ナゴヤ型若者の就労支援	困難を有する若者の社会的自立を支援するため、若者一人ひとりに対して相談から就職、職業定着まで新たに総合的・包括的な一貫した支援を実施	子ども・若者総合相談センターの運営 若者自立支援事業の実施	子ども・若者総合相談センターの体制強化 ▶伴走型支援体制の構築 ▶プランチ窓口の設置 新たな就労支援事業の実施 若者自立支援ステップアップ事業の実施 若者自立支援ジャンプアップ事業の実施	子ども青少年局
183 子ども・若者の自立支援	若年無業者、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども・若者支援地域協議会の開催	子ども・若者支援地域協議会の開催	子ども青少年局
184 青少年の社会参画推進	社会性、主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかるため、青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動への支援を実施するとともに、子ども自身が企画・運営に参画し、子どもが疑似的なまちできさまざまな社会体験をする子どものまち事業を実施	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加活動等の推進 ▶参加者数 3,889人 (平成29年度) 子どものまち事業の普及啓発	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加活動等の推進 子どものまち事業の普及啓発	子ども青少年局

施策17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策の柱

① 地域防災力の向上

家庭及び地域における防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援などを推進することで、地域防災力を高めます。

また、民間ブロック塀の撤去等に対する支援や、木造住宅が密集している地域における避難路の確保、延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間建築物の耐震化に対する支援などの減災対策を実施します。

② 災害対応体制の強化

大規模災害時に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院としての市立病院・市立大学病院の機能強化などに取り組むとともに、同時多発的に発生する火災などへの対応のため、消防隊や消防団の機能強化などに取り組み、災害対応力を高めます。また、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や、帰宅困難者用物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

③ 避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実などをはかるとともに、指定避難所においては、必要となる物資の備蓄や災害用トイレの充実などを進め、良好な生活環境の確保をめざします。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合	59.1%	100%	100%
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	13.9%	100%	100%
民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	4,791戸	6,641戸	6,641戸以上

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靭化計画 ◆業務継続計画（震災編）
- ◆震災に強いまちづくり方針 ◆建築物耐震改修促進計画 ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
- ◆名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 ◆第3期教育振興基本計画 ◆総合排水計画



現状と課題

① (現状) 家庭内の家具転倒防止対策や食糧の備蓄、自主防災組織単位での訓練などの防災対策の実施率が伸び悩んでおり、家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。

平成 30 (2018) 年 6 月の大坂府北部の地震においては、ブロック塀の崩落により 2 名の死者が発生しています。また、木造住宅が密集している地域において、災害発生時に被害の拡大が懸念されています。平成 27 (2015) 年度時点の民間住宅の耐震化率は約 89%ですが、令和 2 (2020) 年度までに 95%まで引き上げる目標を掲げています。

【課題】 家庭における防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、地域特性に応じた共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させることができます。

また、法令の基準に合わないブロック塀の対策や、木造住宅が密集している地域の減災対策を進めるとともに、引き続き民間住宅等の耐震化を支援することが必要です。

② (現状) 大規模災害発生時には、市役所、区役所・支所及び土木事務所などの防災拠点が早急かつ円滑に対応していくことが求められます。また、同時多発的な火災の発生や建物の倒壊などにより、消防や救助要請の急増が予想されます。

名古屋駅周辺ではリニア開業を控え大規模開発が進んでおり、発生が想定される帰宅困難者数は、現在約 8.5 万人と推計されています。

【課題】 大規模災害発生時に初動期からの継続した災害対応を実施し、被害を軽減させるため、防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実強化などを平時からはかる必要があります。また、帰宅困難者対策など、市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。

③ (現状) 気象庁は、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとしています。また、近年の各地の災害において、指定避難所における環境面や運営面での問題が浮き彫りとなっています。

【課題】 情報収集・伝達手段の充実をはかるとともに、指定避難所における避難者の避難生活の質の向上をはかる必要があります。

◇ 自主防災組織団上訓練の様子



◇ 帰宅困難者を想定した防災訓練の様子



施策を推進する事業

① 地域防災力の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
213 民間ブロック 塀等の撤去等 促進	地震発生における民間ブロック 塀等の倒壊による被害や避難時の 通行の妨げとなることを防止する ため、撤去等の対策を促進	促進	促進	健康 福祉局 子ども 青少年局 住宅 都市局

③ 避難対策・避難生活支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
233 市有施設におけるブロック 塀等の撤去等	地震発時に塀が倒壊し、倒れた塀 の下敷きとなる被害の発生や、道路 が塞がることによる避難・救助・消 火活動の遅れの発生を防ぐため、建 築基準不適合及び老朽化したブロ ック塀等の撤去等を実施	調査・撤去等	撤去等	子ども 青少年局 教育 委員会 はじめ 関係局

施策4.2 市民サービスの向上を進めます

施策の柱

① 窓口サービスの改善 拡充

より便利で快適なサービスを提供できるよう、住民票などの取得機会の拡充を検討します。また、区役所の窓口において、市民が快適かつ迅速に手続きができるよう、フロアサービスの実施や職員の接遇向上など、CS*（お客様満足度）の向上をはかるほか、障害福祉窓口の一元化の検討を進めるなど、保健と福祉のさらなる連携強化をはかります。

また、老朽化の著しい区役所庁舎の改築等を計画的に進め、利用者の安心・安全を確保するとともに、区民にとって最も身近な総合行政機関である区役所の利便性向上をはかります。

② 広聴活動の充実

さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴き、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政運営への適切な反映につとめます。また、多様化する市民ニーズに適切かつ効率的に対応していくため、ICT*を活用し、より便利なコールセンターの実現に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97.1%	100%	100%
コールセンターの利用件数	1,208,588 件	1,532,000 件	2,107,000 件

関連する個別計画

◆区のあり方基本方針 ◆中村区役所等改築基本計画

*CS : Customer Satisfaction の略。お客様満足度。

*ICT : Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。



現状と課題

① (現状) 区役所・支所においては、接遇研修の実施やフロアサービス員の配置、日曜窓口の実施などサービスの向上に取り組んでいます。一方で、障害福祉窓口は、障害種別により窓口が分かれています。

中村区役所（昭和 39（1964）年竣工）と千種区役所（昭和 45（1970）年竣工）は、老朽化が著しい状態となっています。

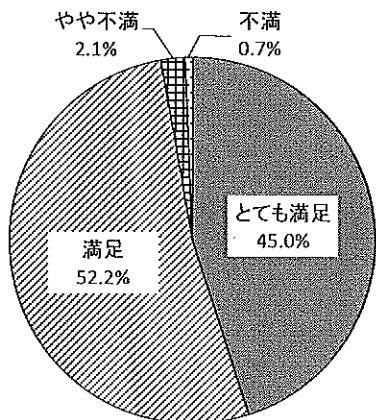
【課題】 区役所・支所などの窓口において、市民が丁寧な応対とわかりやすい説明を受け、円滑に用件を済ませられるよう、職員の接遇・CS（お客様満足度）の向上や業務改善などに取り組むことが重要であるとともに、福祉窓口の利便性の向上をはかる必要があります。

区役所の安全性を確保していくとともに、時代のニーズに適した改築を計画的に進めていく必要があります。

② (現状) 市民ニーズの多様化に伴い、コールセンターの利用件数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度には 100 万件を超えました。

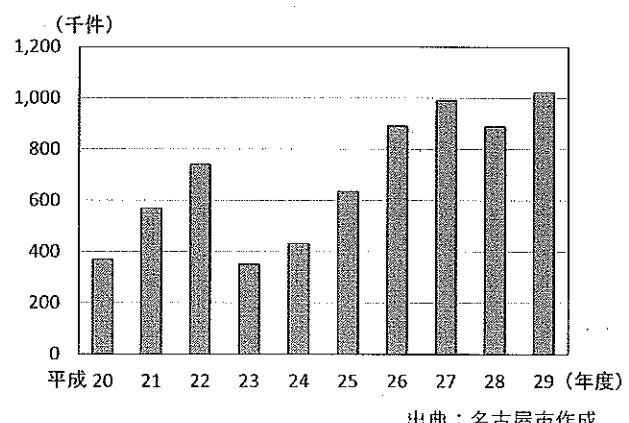
【課題】 市民の声をより幅広く積極的に聴くとともに、市政運営に適切に反映していくことが必要です。また、コールセンターの効率的・効果的な運用に取り組むとともに、利便性を高めていく必要があります。

◇ 区役所・支所における利用者満足度



出典：名古屋市「窓口アンケート」（平成 29 年度）

◇ コールセンターの利用件数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 窓口サービスの改善・拡充

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
506 保健と福祉の 連携強化	福祉窓口の利便性の向上とともに、複合的な福祉ニーズへの切れ目がない支援をはかるため、保健と福祉のさらなる連携強化を推進	障害福祉窓口の一元化に向けた検討	さらなる連携強化	健康 福祉局 子ども 青少年局